

平成 30 年 7 月

ブロック塀詳細調査の手順

危機管理課

大阪府北部地震を受けて行ったブロック塀の簡易調査を受けて詳細調査の対象となった 49 件について下記のとおり詳細調査を実施

- ◎【所管各課】詳細調査担当課（別紙参照）へ調査日程の連絡、調整。及び詳細調査担当課へ診断カルテを送付



- ◎【詳細調査担当課】ブロック塀の詳細調査を下記のとおり実施
- (1) 現在の建築基準法の適合、不適合の確認
 - ・高さ、控え壁、厚さ、鉄筋探査機を使用した鉄筋の有無の確認等
 - (2) 劣化状況（ひび割れ、傾き、損傷、ぐらつき等）を確認



- ◎【所管各課】(1)、(2) を踏まえ下記①～④の 4 つに分類
- ① 至急対応を要す。（下記の全てに該当）
 - ・建築基準法不適合
 - ・道路や広場等、危険性の高い場所に面している。
 - ・著しい劣化（ひび割れ、ぐらつき、傾き等）がみられるもの
 - ② 直ちに倒壊の危険は無いが、改修を要す（下記のいずれか）
 - ・建築基準法不適合で上記①以外のもの
 - ・診断カルテで「注意」の判定で、かつ緊急性は低い、著しい劣化がみられるもの
 - ③ 経過観察
 - ・建築基準法適合で、診断カルテで「注意」以上の判定で上記②以外
 - ④ 問題なし
 - ・建築基準法適合で、診断カルテ「注意」未満の判定



- ◎ 予算要求の対応について
- 9月補正予算で速やかに対応します。
- なお、倒壊等の危険性の高いものは流用等で速やかに対応してください。また、修繕するまでにカラーコーン等を設置するなど適切な対応をお願いします。



- ◎【所管各課】調査結果などは別紙様式に記載して危機管理課へ報告

※その他

- ・③の場合は所管各課において年 1 回簡易調査
- ・④の場合はリストから削除